

城陽市が木造住宅耐震診断士を派遣します！！

もしもに備えて！お家の健康診断！！

いつ起こるか分からない地震に備えて住宅の耐震診断をしてみませんか？
城陽市が耐震診断士を派遣し、皆さんの耐震対策を支援します！

対象となる住宅



次の項目すべてに該当する住宅が対象です。

① **昭和56年(1981年)5月31日以前**に着工された住宅であること。

② 一戸建て住宅の場合

延べ床面積のうち**半分以上**の床面積を住宅として使用されているもの。
(店舗併用住宅などは注意が必要です。)

長屋・共同住宅の場合

すべての住戸で床面積の半分以上を住宅として使用されているもの。
(すべての住戸の所有者および居住者の同意が必要となります。)

③ 簡易耐震診断表の診断結果が**6点未満**であること。

* この診断表は都市政策課窓口にてお渡しします。

④ **過去に**この制度を利用して耐震診断を**受けていない**こと。

申し込みができる方

対象となる住宅の**所有者**、もしくは**居住者**。

負担する費用

1戸もしくは1住戸当たり**3,000円**の自己負担が必要です。
(耐震診断実施時に直接、診断士に渡していただく費用となります。)

申し込み方法

次の書類を城陽市役所都市政策課窓口に提出してください。

① <申請書・同意書>

城陽市木造住宅耐震診断士派遣申請書
城陽市木造住宅耐震診断士派遣同意書



《申請に当たって必要な申請書及び同意書について》

申請者	所有者と居住者が同じ場合	所有者と居住者が異なる場合	
	所有者	所有者のとき	居住者のとき
一戸建て住宅	・ 申請書	・ 申請書 ・ 居住者の同意書	・ 申請書 ・ 所有者の同意書
長屋建て住宅	・ 申請書 ・ 申請者を除いたその建物の所有者全員の同意書	・ 申請書 ・ 申請者を除いたその建物の所有者及び居住者全員の同意書	
共同住宅			

※同意書が必要な場合は申請書と同時に提出してください。

② <簡易耐震診断表の結果>

「簡易耐震診断表」を用いて、ご自身でチェックをしていただきます。
この診断表は都市政策課窓口にてお渡しします。

③ <建築年を明らかにできる書類>

次のうちのいずれかの書類

○建物の確認済書（確認通知書） または検査証の写し	建築もしくは購入されたときに業者から受け取られたもの
○建物の登記事項証明書（登記簿 謄本）または登記事項要約書	京都地方法務局宇治支局にて発行されます。手数料が必要です。
○建築確認の奥書証明または 建築計画概要書の写し	京都府山城北土木事務所にて証明書が発行されます。手数料が必要です。

※詳細については都市政策課（56-4067）までご相談ください。

耐震診断の流れ

簡易耐震診断表の
記入

「簡易耐震診断表」を用いて、ご自身でチェックを行っていただきます。

木造住宅耐震診断士
派遣申請書の提出

まず、書類審査を行いますので、必要な書類を添えて都市政策課窓口に提出してください。その際、「京都府木造住宅耐震診断士名簿」から希望する木造住宅耐震診断士を選んでいただきます。

書類審査

申請された住宅が必要な要件を満たしているか審査を行います。

木造住宅耐震診断士
派遣決定の通知

書類審査の結果、申請が適正と認められれば、市から木造住宅耐震診断士の派遣決定を申請者に通知します。

一般耐震診断の
実施

木造住宅耐震診断士がお宅に伺い、一般耐震診断を実施します。調査終了後、木造住宅耐震診断士に直接自己負担金を支払ってください。

耐震診断結果の説明

診断結果は、木造住宅耐震診断士から申請者に説明を行います。又、改修に対するアドバイスと改修の概算費用等の説明も行います。

耐震補強・改修の
検討

診断結果をもとに、耐震補強を検討してください。耐震補強をする場合には、この一般診断に加えて耐震補強設計が必要となります。



申し込みについてのご質問等は都市政策課までご連絡ください。



城陽市

都市整備部 都市政策課

Tel 0774-56-4067

Fax 0774-56-3999

令和5年2月21日修正